

活動状況報告

安部芳絵(子どもサポート委員)



本日の流れ

1. 相談活動の状況
2. 権利の侵害を取り除くための申立て等
3. 相談方法と内容の分析



本日の流れ

1. 相談活動の状況
2. 権利の侵害を取り除くための申立て等
3. 相談方法と内容の分析

1. 相談活動の状況

	新規件数		
	子ども	おとな	月別計
4月	14 (3.8%)	16 (4.4%)	30 (8.2%)
5月	11 (3.0%)	5 (1.4%)	16 (4.4%)
6月	24 (6.5%)	6 (1.6%)	30 (8.2%)
7月	18 (4.9%)	15 (4.1%)	33 (9.0%)
8月	6 (1.6%)	8 (2.2%)	14 (3.8%)
9月	11 (3.0%)	13 (3.5%)	24 (6.5%)
10月	62 (16.9%)	14 (3.8%)	76 (20.7%)
11月	37 (10.1%)	5 (1.4%)	42 (11.4%)
12月	8 (2.2%)	10 (2.7%)	18 (4.9%)
1月	13 (3.5%)	11 (3.0%)	24 (6.5%)
2月	19 (5.2%)	13 (3.5%)	32 (8.7%)
3月	20 (5.4%)	8 (2.2%)	28 (7.6%)
合計	243 (66.2%)	124 (33.8%)	367 (100.0%)

2022年度 新規相談件数367件
2021年度からの継続件数74件
総件数 441件

2023年度への継続件数99件

報告書
p.22

総活動回数2,787回

	延べ相談回数			相談者への活動回数			関係機関との 活動回数	総活動回数
	子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計		
令和 4年度	735 (26.4%)	743 (26.7%)	1,478 (53.0%)	430 (15.4%)	390 (14.0%)	820 (29.4%)	489 (17.5%)	2,787 (100.0%)
令和 3年度	543 (24.1%)	607 (26.9%)	1,150 (51.0%)	337 (15.0%)	368 (16.3%)	705 (31.3%)	398 (17.7%)	2,253 (100.0%)

それって多いの？少ないの？

世田谷区

世田谷区子どもの人権擁護機関
「せたホッと」

人口 918,664人

(15才未満11.8%)

新規相談件数 367件

総活動回数 2,787件

サポート委員3名

相談・調査専門員5名



名古屋市

名古屋市子どもの権利相談室
「なごもっか」

人口 2,325,682人

(15才未満11.6%)

初回件数 460件

延べ件数 2,067件

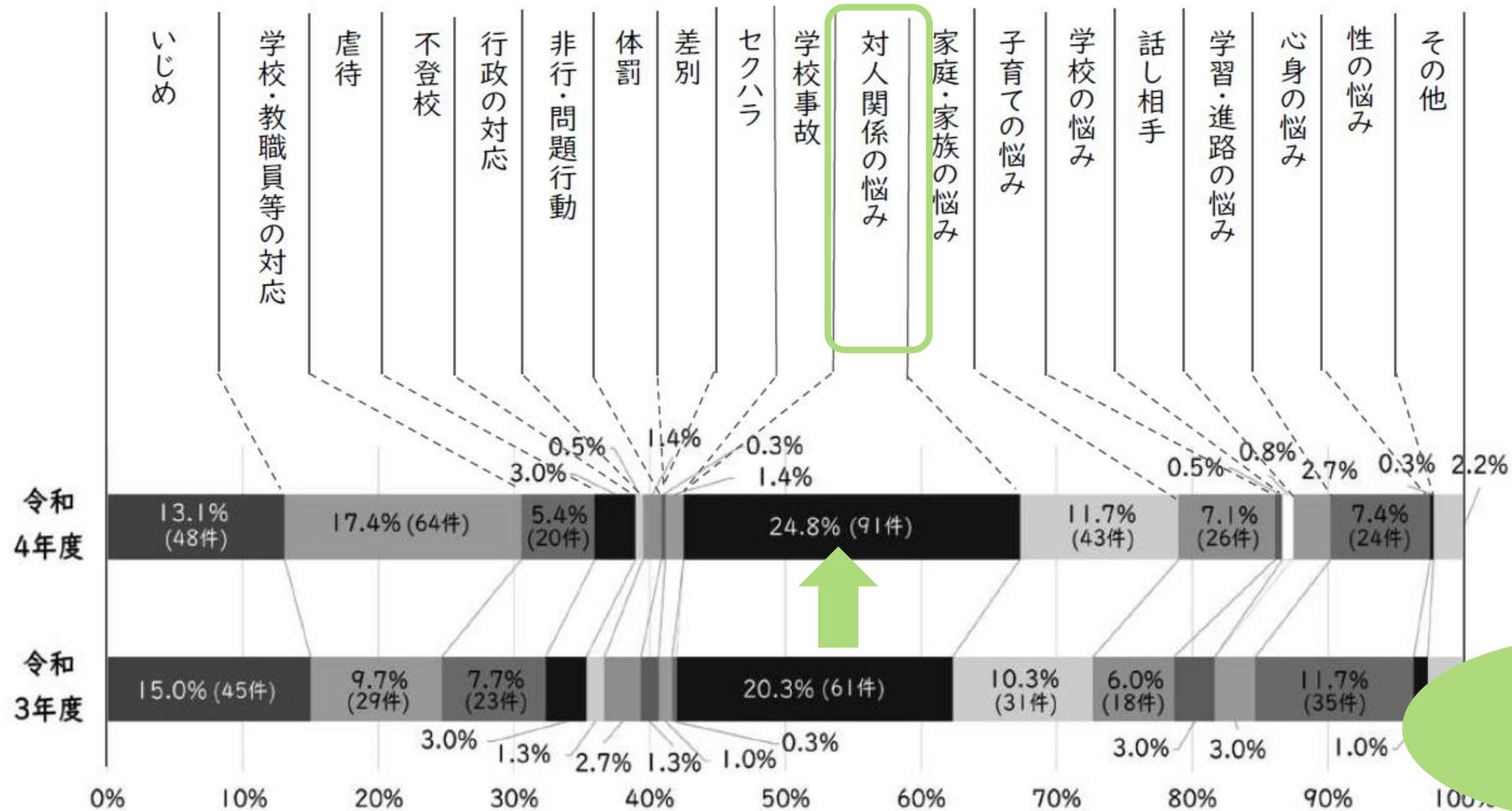
子どもの権利擁護委員5名

子どもの権利擁護調査相談員14名



相談内容で多いのは「対人関係の悩み」

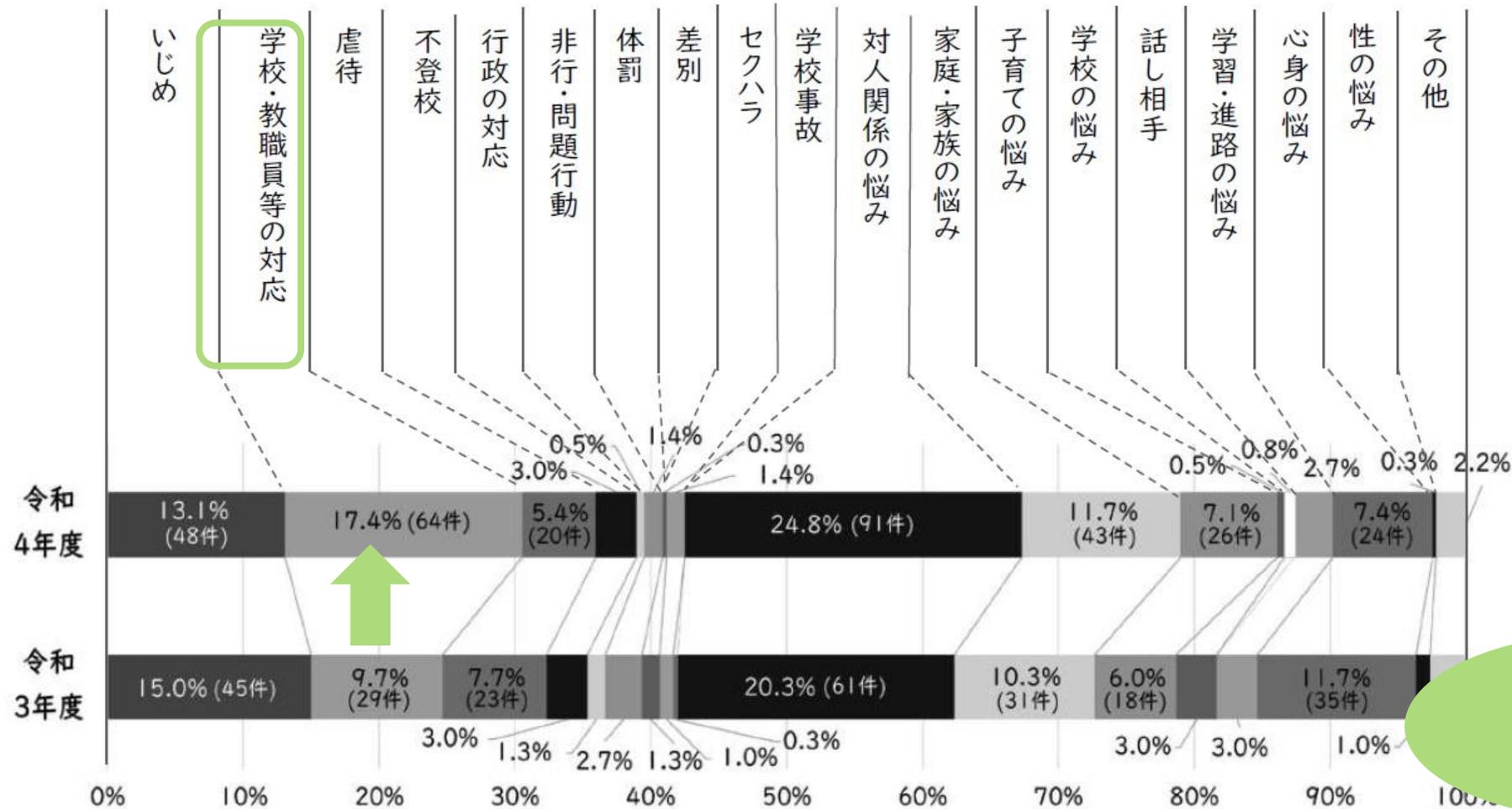
図① 相談内容の比較グラフ



報告書
p.24

「学校・教職員等の対応」が最も増加

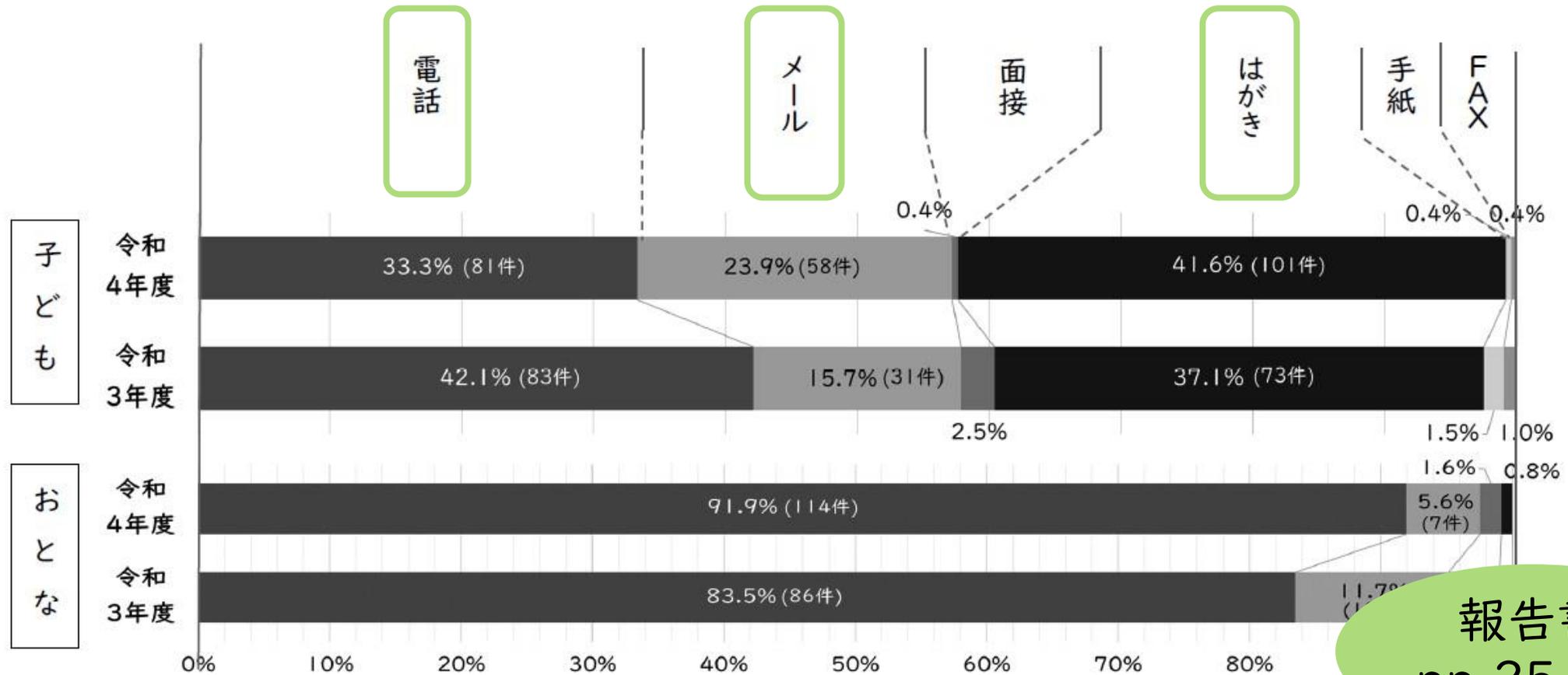
図① 相談内容の比較グラフ



報告書
p.24

相談方法は、電話・はがき・メール

図③ 初回の相談方法の比較グラフ

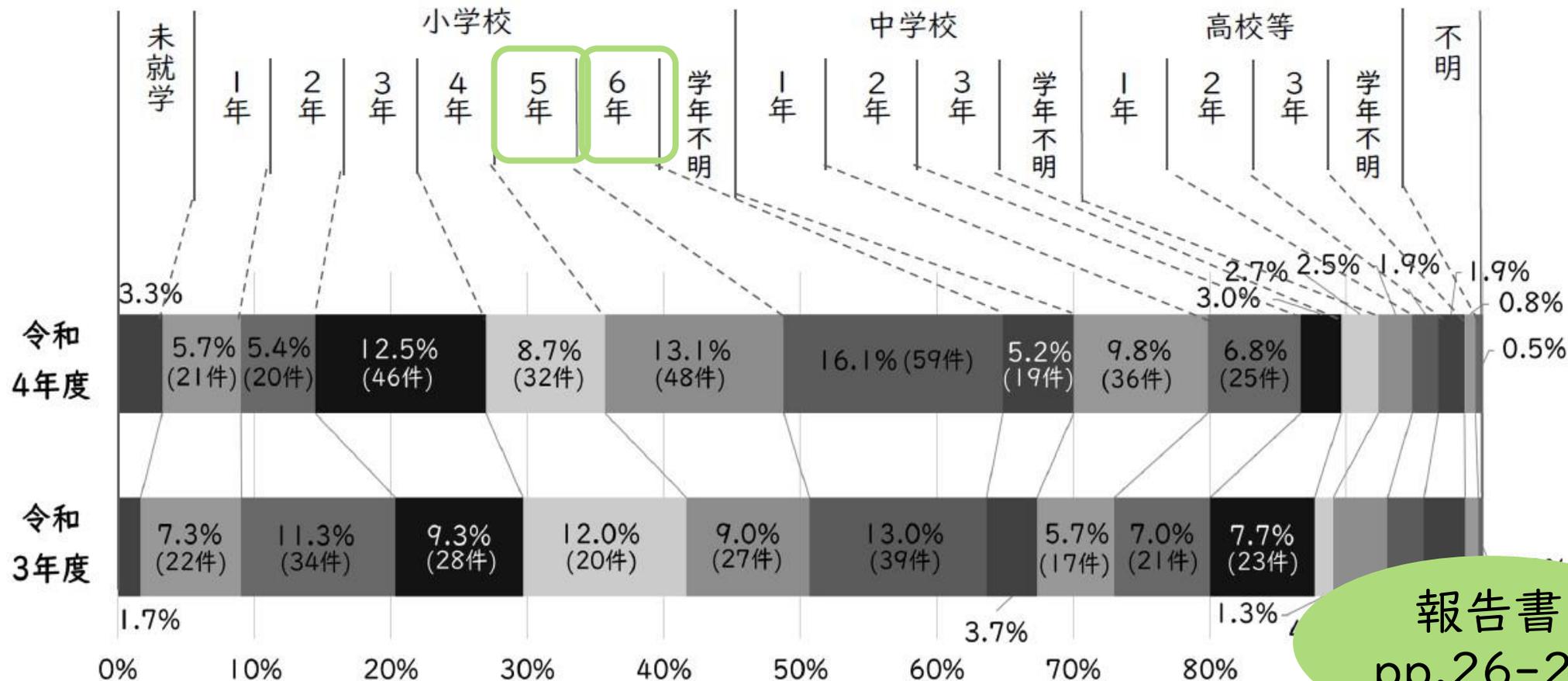


報告書
pp.25-26

子どもたちのうちわけ

小5・小6世代が多い
高校生世代が少ない

図⑤ 子どもの学年の比較グラフ



報告書
pp.26-27

相談者との相談方法

- 子どもが1,165回

- おとなが1,133回

合計2,298回

子ども:「メール」「電話」「はがき」

おとな:「電話」

*子どもとの「メール」でのやりとりが増える

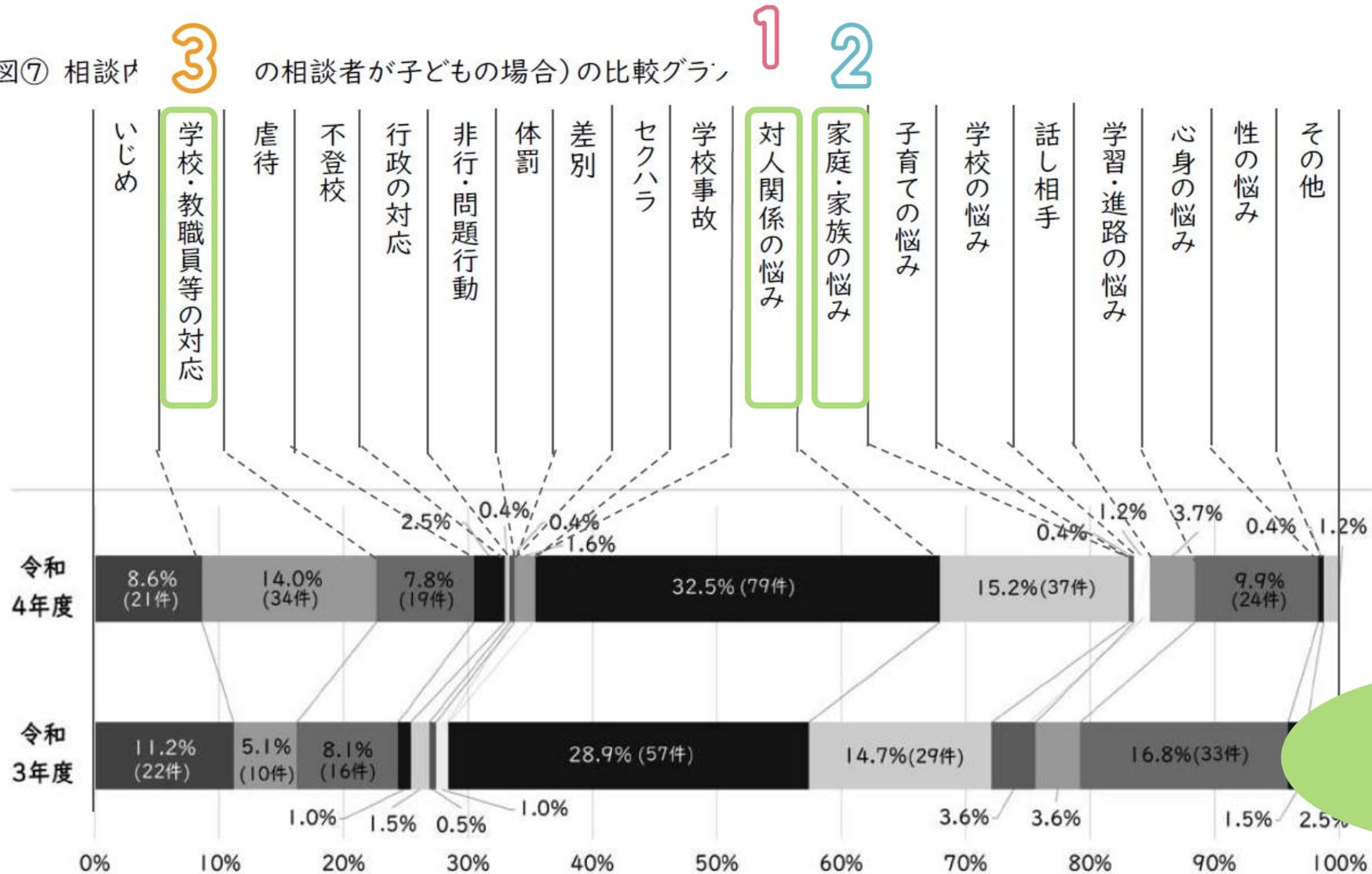
*「はがき」による相談が増え、「せたホッと」からの「手紙」が増える

報告書

p.28

初回の相談者が子どもの場合の相談内容

図⑦ 相談者(3の相談者が子どもの場合)の比較グラフ

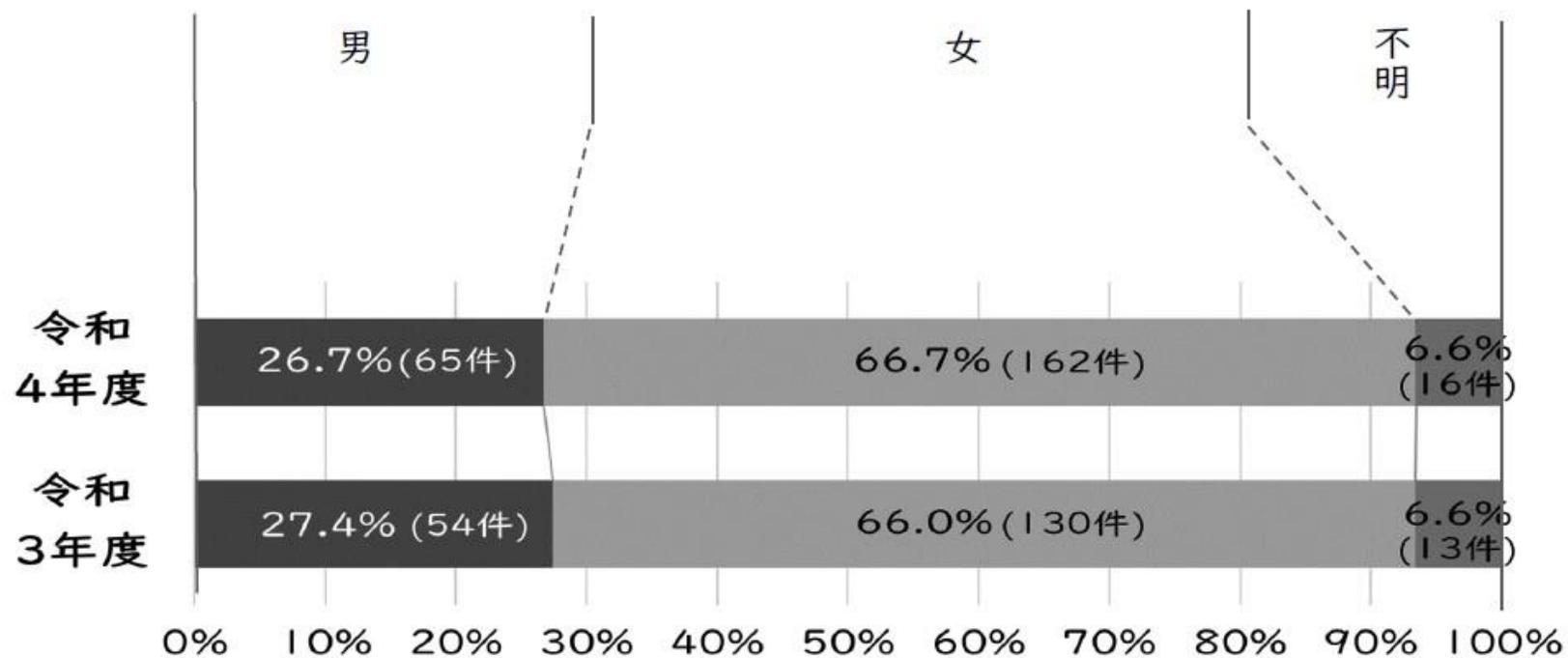


報告書
p.29

男の子が相談につながらない

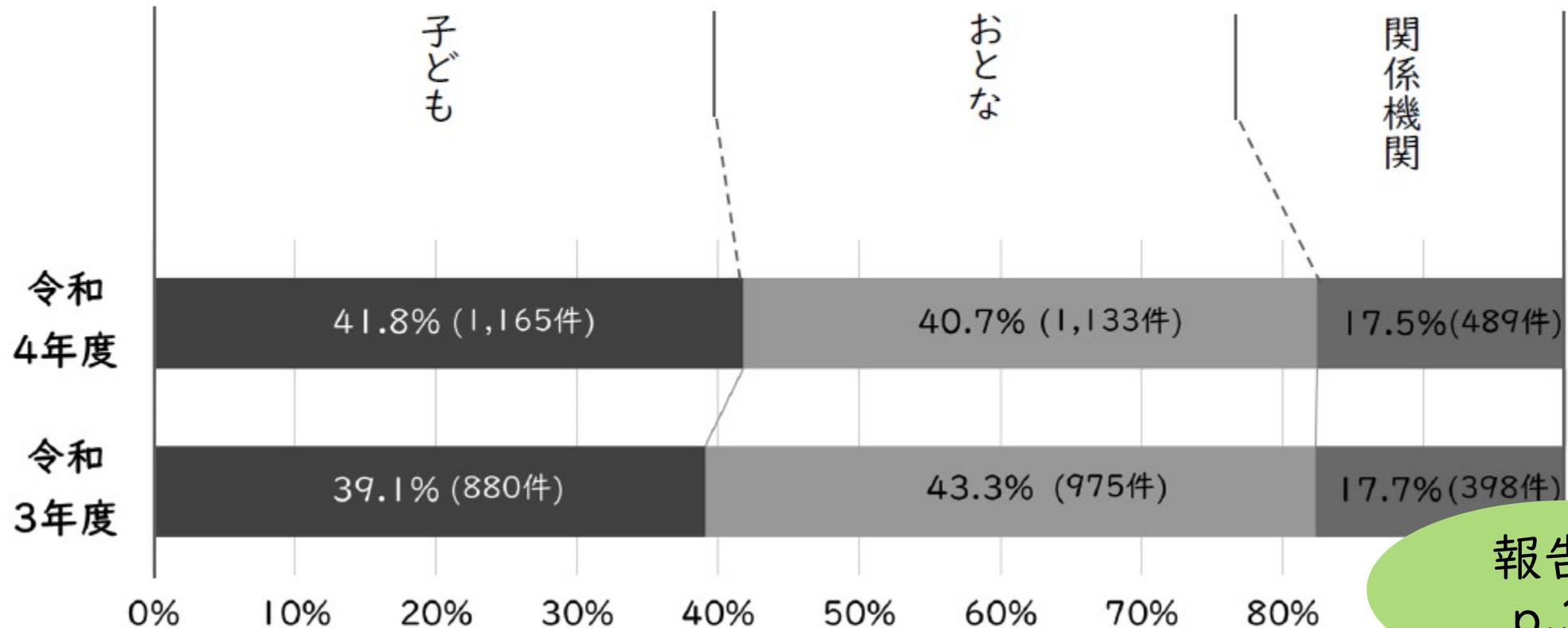
相談とジェンダー

図⑨ 子どもの性別（初回の相談者が子どもの場合）の比較グラフ



総活動回数 子ども>おとな

図⑪ 委員・専門員の総活動回数(対応先別)の比較グラフ

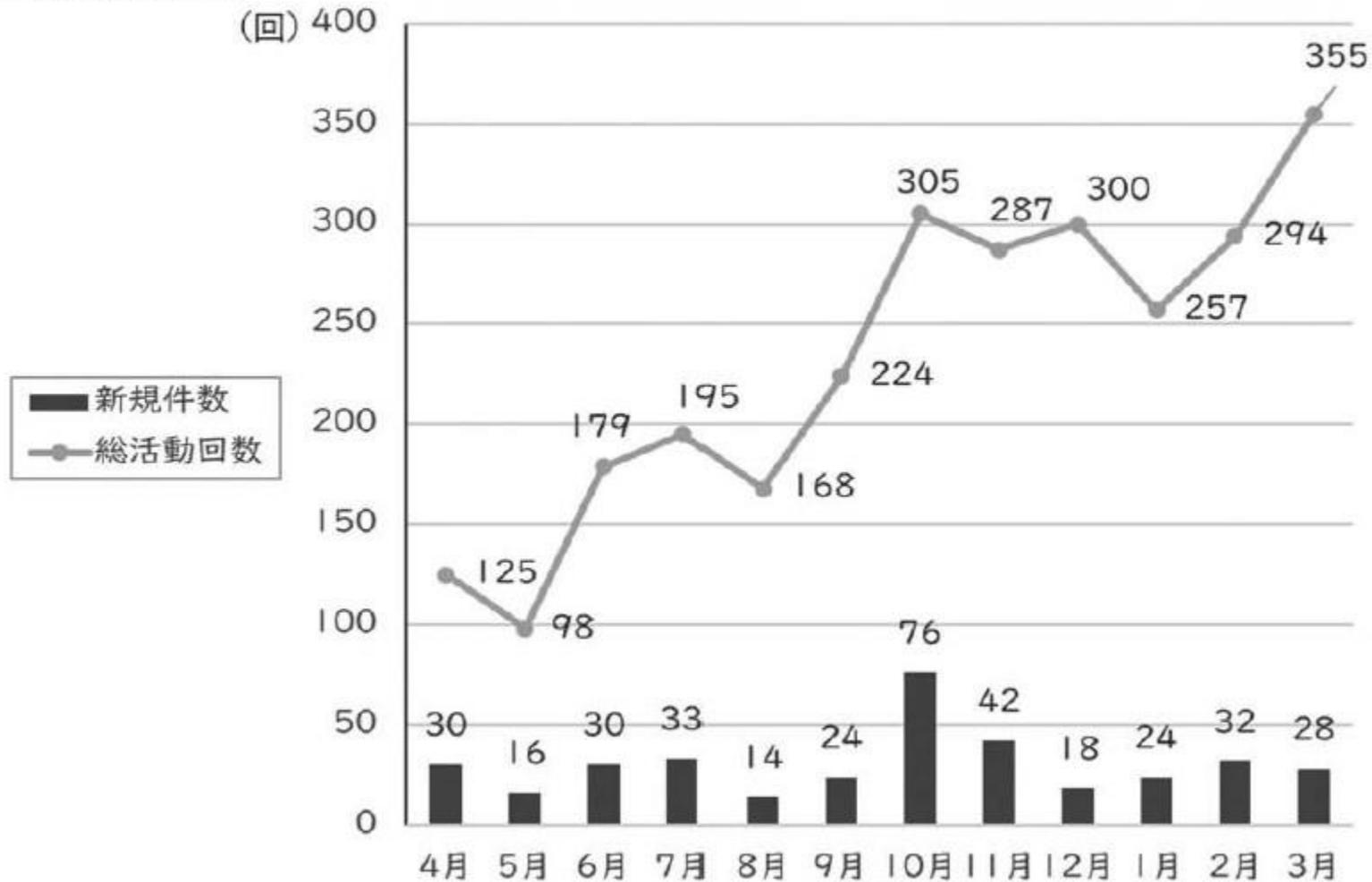


報告書
p.31

月別推移

パンフ・ニュースレター・はがきの
の配付→相談増

令和4(2022)年度



報告書
p.32

本日の流れ

1. 相談活動の状況
2. 権利の侵害を取り除くための申立て等
3. 相談方法と内容の分析

2. 権利の侵害を取り除くための申立て

令和4(2022)年度は、世田谷区子ども条例第19条に基づく権利侵害を取り除くための申し立てはありませんでした。

本日の流れ

1. 相談活動の状況
2. 権利の侵害を取り除くための申立て等
3. 相談方法と内容の分析

3. 相談方法と内容の分析

■メールでの相談の増加：GIGA端末

■相談者の傾向：

スマホのない世代 はがき

課題 高校生世代にとって相談しやすい機関となるには？

■「学校・教職員等の対応」、不登校の子どもたち



ぜひ、報告書もお読みください！

報告書
p.33